

[事案 2019-214] 減額無効等請求

・令和2年6月5日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、減額手続きの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年12月に契約した養老保険について、以下の理由により、減額手続きを取り消してほしい。

- (1) 本契約の減額が一部解約として取扱われ、減額した場合の受取金総額が満期保険金額を下回ることの説明がなかった。
- (2) 本契約の減額返戻金を原資にして加入した子供4名の保険が、終身保険であることの説明がなく、本契約の名義を一時的に子供4名の名義にするだけで、必要な時に払い込んだ保険料を戻してもらえると理解した。
- (3) 本契約の減額と子供4名の終身保険の加入の提案は、本契約の満期保険金にかかる所得税の節税対策と理解していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、所定の書類にもとづき、減額後の満期保険金額および解約返戻金額のみならず、減額した場合の受取金総額が、満期まで減額しなかった場合の満期保険金額を下回ることを説明している。
- (2) 募集人は、終身保険の提案書を示して、申立人の子供4名に加入を勧める保険契約が終身保険であることを説明している。
- (3) 募集人の提案は、本契約の満期保険金にかかる所得税の節税対策としてなされたものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。